

改訂版

富野地区まちづくり計画
富野夢創造プラン



富野自治会

先人の偉業に学び、切り拓こう！ 富野の未来、夢いっぱい



表紙の説明 桜満開の三峰山からの眺望と「梁川八幡神社」

「梁川八幡神社」は、天正10年（1582）4月、16歳の伊達政宗が戦勝祈願の参拝に訪れたことで知られる。長く伊達氏の氏神として保護を受け、伊達66郷の総鎮守として威容を誇った。

梁川城の北東に位置し「赤石敷」の長い参道は本殿前から南方に伸び、絵馬堂を兼ねる入母屋造りの拝殿の奥に銅板葺の本殿がある。拝殿前には「放生会」を行ったとされる放生池がある。

放生会（ほうじょうえ）とは、捕獲した魚や鳥獣を野に放して殺生を戒める宗教儀式で、仏教の戒律である「殺生戒」を元とし、日本では神仏習合によって神道にも取り入れられた。

収穫祭・感謝祭の意味も含め春や秋に寺院や八幡宮で催され、梁川八幡宮でも参道前の池（放生池）で行われていた伝えが残されている。

目次

1	はじめに	1
	計画作成の背景	1
	まちづくり計画の目的	1
	計画作成の経過	2
2	富野地区の歴史・地理	4
	地域の現状（人口構成の推移等）	5
	地域の魅力と課題	7
3	これからの目標と取組	9
	テーマ別対応の内容（教育文化、地域産業振興部門）	9
	〃（環境整備・環境衛生・防犯・防災・交通部門）	10
	〃（地域福祉・高齢化対策・情報収集・人材育成） 地域資源活用及びイベント部門	11
	短期・中期・長期的に行うこと	12
	富野まちづくり計画策定及び取り組みの推移	12
	富野地区まちづくり検討会設置要綱	14
	富野自治組織検討委員会設置要領	16
	自治会規約	18
	事業執行体制	25
4	資料編	27
	要綱編 まちづくり計画に関する基本方針	29
	〃 富野地区まちづくり計画について	30
	住民意識調査編 主なもの	32
	住民懇談会要約資料編	42
	文化財など関連資料編	45

1 はじめに

(1) 計画作成の背景

少子・高齢化社会といわれて4半世紀が経過する中で生産年齢人口の減少、都市部への人口集中に歯止めがかからず人・家族・近隣との関係の希薄化が進んでいる。また、自治体行政経営問題から平成の大合併が行われたのを契機に地域自治のしくみも大きく変わろうとしている。平成18年に5町合併で誕生した「伊達市」も例外ではなく、社会情勢の変化に対し地域で生活する者が傍観者の考えでは事済まない実態が各処に見られるようになっている。特に私達富野地区も予想以上に少子・高齢化が進んでいることは、生活環境維持や次世代の子供たちにも「夢」と「希望」の持てる発展的な地域づくりをしていく上で極めて大きな課題であり、その対策を講じていくことが急務となっている。

これらの諸課題を解決する手段として、平成22年11月に伊達市梁川総合支所から出された「まちづくり計画策定に関する基本方針」を受け、まず地域の現状・課題を把握することを必須の条件に位置づけ、富野地域住民の意識調査を行った。その結果を踏まえた上で効果的な問題解決を図るため、具体的な計画づくりに着手した。

(主な問題点)

(ア) 少子・高齢化による富野地域の変化

- ・65歳以上の人口比率 33.24%
- ・児童生徒数の減少 平成30年まで新入生が10人未満で推移
- ・家族構成状況 一人暮らし世帯 37世帯
夫婦だけの世帯 56世帯

(イ) 就業状況(富野地区全世帯数409)

- ・無職 76世帯
- ・農業 100世帯・・・後継者有35世帯

(2) まちづくり計画の目的

(ア) 意識調査を基に地域住民の意向を的確に把握し、富野地域に合った実現可能なまちづくりの推進。

(イ) 高齢者から子供まで楽しく暮らせるイベント組織や安全・安心して暮らせる防災・交流組織づくりの推進。

(魅力ある地域づくりを通じ、限界集落とならないような定住促進策などを研究する。)

(ウ) 地域の問題（意識調査による）解決を効果的・継続的に対応するための
実行組織づくりを推進。

(3) 計画作成の経過

(ア) どのような方法で取り組んだか。

富野自治会は、平成 15 年に梁川町協働のまちづくり規則に定める「地域づくり推進協議会」を兼ねる「会」として発足したが、その目的達成の重要な役割遂行として取り組むことで進めた。

具体的に進めるにあたり、富野地域全住民の意識・意向を把握することを必須の条件として掲げ、富野自治会の下に「富野地区まちづくり検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置した。

（設置要綱別紙参照）

①委員会の中に 6 部門の部門会議を設置し意識調査の具体的質問項目の設定や結果分析・意見集約を実施した。委員会は最終の計画まとめ（素案）まで行った。

②委員は自治会、婦人会、PTA など 12 団体から 1～2 名の推薦を願い決定した。また、若干の学識経験者を選定した。（2 名推薦の団体には、1 名を女性とした。）

委員は 21 名（男：16 名、女：5 名）・事務局 2 名

（委員名簿は別紙参照）

③富野まちづくり計画地区懇談会の開催

「住民意識調査」結果を基に富野地区 13 町内会を 4 ブロックにして、直接民意を確認するための懇談会を開催した。

④地域住民を対象に講演会を開催

「これからのまちづくり計画のあり方」を演題に坂口正治氏（JMAC 公共経営セクター 地域統括マネージャー、ふくしま自治研修センター客員教授）を招聘して実施した。

(イ) 地域づくり支援事業補助金の活用

現在の自治会組織は人的・資金的面で新規事業を計画することは不可能な状況にあるためこの補助制度の活用は、おおいに役立った。また、今回の事業を進めるにあたり、全住民の意向集約は単年度で無理なことや作業に時間を要することから 2 カ年継続を認めて頂き有効に活用できた。

①初年度は「住民意識調査」を実施

②翌年度は地区懇談会での意見集約と計画作成

(ウ) 計画づくりの中で、苦勞したこと、楽しかったこと。

①計画づくりに着手する時点で「手法」や「準備」を如何にすれば良いか皆目見当がつかなかったが、梁川町自治組織連絡会主催の研修で先進地の山形県村山市を見学し、具体的な話を聞き計画づくりの流れを掴むことができたことなど大変参考になった。

②住民の意向を的確に把握するため、どのような組織づくりを講じれば良いか苦慮した。（自治会メンバーか町内会長会メンバーか等々）

③検討会などを開催しても委員が仕事などの都合で欠席された場合、次の会議で再度の説明や経過を伝えるなど意思を共有することが大変であった。

④会合を重ねることでみんなの考えていることが明確になりまた、気さくな雰囲気の中で世間話などを通じより地域の状況が掴めたことが良かった。

⑤意見交換の中では、世代間や男女の考え方の違いが分かりまた、その違いの中で相互に理解し協力的な活動が生まれたことも良かった。

(エ) この計画の生かし方

この計画は地域住民の理解と協力を得て 2 カ年かけ策定したものであり、富野地域振興の基本計画として位置づけ、中・長期的取り組みの中で所期の目的を達成できるよう努める。

また、当計画の実行は自治会組織の中に部門別計画の部門毎の実行委員会（以下「委員会」という。）を設置し、基本的には委員会ごとの創意・工夫と責任で進める体制を構築する。各委員会のメンバーは富野地域 13 町内会からの推薦を基に全世帯参加で構成する。さらに必要に応じ公募による参加者や学識経験者を加えるなど即戦力のある体制作りを行う。

現在行っている「現道舗装」事業は、今回の意識調査で新たに出てきた箇所を含め優先順位などを見直しして、中・長期的な取り組みで対処する。また、個別事業計画は市当局の地域づくり支援事業を最大限活用するなど積極的に取り組んでいくものとする。

2 富野地区の歴史・地理

富野地区は福島県の最北端で伊達市梁川町の北東部に位置し、町を縦断して流れている阿武隈川の東岸にある。富野の東は阿武隈山地が続き、山地と阿武隈川の間は丘陵地が多く耕地と住地に大半の住民が住んでいる。富野地区は阿武隈川に沿って南北に細長く八幡・中部・川下と三方部に分けて呼ばれることが多い。八幡は旧八幡村の地域、中部は旧舟生村の地域、川下は滑津川の北の地域をいう。市町村制が公布された翌年の明治22年に八幡村と舟生村が合併して富野村になり、昭和30年の1町7カ村の町村合併で梁川町に、そして平成18年に平成の大合併により県北方部5町が一つになり伊達市となった。

「富野」の由来は、地名ではなく次のような言い伝えがある。「舟生の（ふ）を（富）と表し、八幡の（や）を（野）と表した。」ということ。

歴史面から見ると、舟生守水から縄文土器や石器類、舟生中部から多数の石鏃や石器類、八幡江越から縄文時代の複式炉跡が出土しており、富野にはおよそ4千年前に人びとが住んでいたと考えられる。その後、地名などから蝦夷と呼ばれた先住民の存在が推察できる。

古代や中世の富野は、八幡堂庭の亀岡寺（現龍宝寺）、霊山寺の末寺とされる舟生堂前の滝本寺（舟生不動堂付近の廃寺）などの周辺に集落が形成された。文治5年（1189）から伊達一族の支配以後、私領、幕領と支配者の変遷は続いたが、住民は少しずつ数を増し集落は増加した。やがて、八幡神社が造営されて八幡神社のある一帯が八幡村になり、その北東の船生郷が舟生村となった。この舟生村は延宝3年（1675）に沖舟生と山舟生に分村、沖舟生は舟生村になった。

*主な寺社・史跡

（神社）

- ①八幡神社 ②巖島神社
- ③愛宕神社 ④川前愛宕神社
- ⑤九滝神社

（寺・堂宇・史跡）

- ①龍宝寺 ②鬼石観音堂
- ③昌源寺 ④舟生不動堂
- ⑤愛観堂 ⑥取揚観音堂
- ⑦秋葉三尺坊 ⑧栗生阿弥陀堂
- ⑨明王院 ⑩奥州くるか橋
- ⑪舟生の千本松 ⑫猿跳岩



取揚観音像（観音前）



猿跳岩（明神前）

（1）地域の現状

地 区	平成18年					平成19年					平成20年				
	①人口	世帯数	一般	高齢者数	年少者数	②人口	世帯数	一般	高齢者数	年少者数	③人口	世帯数	一般	高齢者数	年少者数
梁 川	8,908	2,904	6,431	2,105	372	8,798	2,901	6,297	2,161	340	8,737	2,894	6,195	2,198	344
栗 野	2,561	670	1,773	709	79	2,521	673	1,733	720	68	2,439	668	1,678	704	57
堰 本	3,569	914	2,629	809	131	3,492	919	2,549	824	119	3,410	913	2,480	836	94
白 根	959	253	612	324	23	931	249	597	317	17	896	252	569	315	12
山舟生	1,116	281	762	332	22	1,083	282	735	323	25	1,062	279	720	322	20
富 野	1,527	412	1,027	473	27	1,499	413	993	478	28	1,479	411	977	477	25
五十沢	1,191	311	758	394	39	1,150	311	729	390	31	1,119	309	708	384	27
東大枝	817	208	563	235	19	800	207	541	243	16	776	204	530	237	9
梁川計	20,648	5,953	14,555	5,381	712	20,274	5,955	14,174	5,456	644	19,918	5,930	13,857	5,473	588
伊達市	70,280	21,402	49,979	17,617	2,684	69,584	21,544	49,137	17,925	2,522	68,868	21,620	48,311	18,110	2,447

地 区	平成21年					平成22年				
	④人口	世帯数	一般	高齢者数	年少者数	⑤人口	世帯数	一般	高齢者数	年少者数
梁 川	8,720	2,918	6,127	2,254	339	8,670	2,920	6,053	2,276	341
栗 野	2,412	674	1,643	720	49	2,383	670	1,622	715	46
堰 本	3,352	918	2,404	865	83	3,296	909	2,358	853	85
白 根	858	250	542	303	13	839	249	518	307	14
山舟生	1,024	279	688	316	20	995	276	670	310	15
富 野	1,439	411	933	480	26	1,412	414	917	468	27
五十沢	1,094	308	687	385	22	1,077	300	680	374	23
東大枝	762	205	512	240	10	753	203	506	234	13
梁川計	19,661	5,963	13,536	5,563	562	19,425	5,941	13,324	5,537	564
伊達市	68,350	21,796	47,481	18,526	2,343	67,684	21,830	46,772	18,668	2,244

（ア）人口の推移、高齢化率の状況

平成23年度に実施した「住民意識調査」から人口構成状況をみると

区 分	平成22年		平成23年		増 減	
世 帯 数	414		409		△5	
人 口	男	女	男	女	男	女
男 ・ 女 別	684	728	669	694	△15	△34
高 齢 者 数	200	268	199	254	△1	△14
年 少 者 数	11	16	14	15	4	△1
総 人 口	1,412		1,363		△49	

富野地域は1年間で49人減少したが、高齢者比率はH22年33.14%、H23年33.24%と横ばい状況である。しかし、家族構成でみると一人暮らし世帯が37、夫婦2人暮らし世帯が56となっている。

*ただし高齢者：65歳以上・年少者：0～4歳児とした。

また、小学校入学児童数の推移をみると

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
富 野	6	4	6	2	6	2	9	6	5	2
梁 川 合 計	170	136	126	100	119	107	112	106	103	80

これらの数値からみて富野地域は、現状のまま推移すれば将来に希望の持てない寂れた地域になることが予測される。

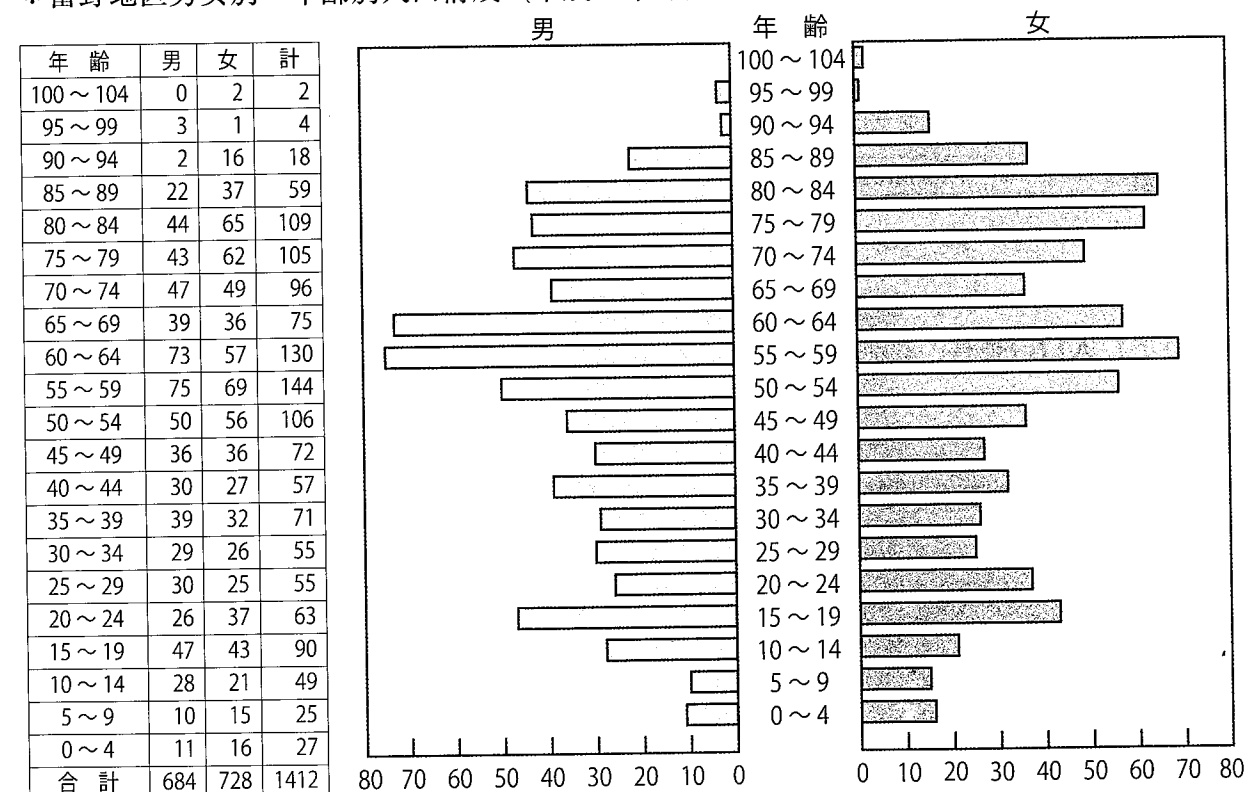
*平成 23 年 10 月現在の富野小学校児童数

区 分	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合 計
男	2	1	3	3	0	6	15
女	4	3	4	4	1	2	18
計	6	4	7	7	1	8	33

*富野地区の人口と世帯数の推移

区 分	H18・4 月	H19・4 月	H20・4 月	H21・4 月	H22・4 月
世 帯 数	412	413	411	411	414
人 口 数	1,527	1,499	1,479	1,439	1,412

*富野地区男女別・年齢別人口構成（平成22年3月31日現在）



(イ) 就業状況と農家の推移（意識調査結果から）

富野地域は主な産業として農業が主とされてきたが、今回の調査からは 323 人の回答中農業と回答した人は 100 人と約 31%であった。また、この中で農業後継者がいると回答した人は 35 人と少ない現状となっている。さらに無職と回答した人が 76 人と今回の就業状況調査で農業に次いで 2 番目であった。この 2 点からみて、現状のまま推移すると富野地域は高齢化が急速に進むことが懸念される。（詳細別途資料参照）

(2) 地域の魅力と課題

(ア) きれいな景色

①三峰山桜街道からの信達平野の眺望（特に春の桜の季節が最高）

* 50 年前、林道開削時に富野地区の先人達が桜 400 本を植樹されたがその後の管理が十分でなかった。今回市の「地域づくり支援事業」を活用し、富野地区まちづくり計画の 1 つとして整備・管理を進めている。

(イ) おいしい特産品

①江戸時代から続いてきた蚕の飼育は、明治に入って絹が輸出の花形となり、富野地域は山林や原野を開墾して桑園づくりが急増した。しかし、ナイロンなどの普及や時代のすう勢により養蚕農家が激減した。現在は、これらの畑地を活用して美味しいくだものや野菜づくりが盛んである。

モモ・ブドウ・きゅうり・さやえんどう・あんぽ柿等

(ウ) 課 題

①自治組織の発展的構築・・・少子高齢化が進む中で従前の各町内会対応型での事業展開は思うような活動が人的問題等で出来なくなっている。旧富野村範囲での協働のまちづくりを進めることが諸課題解決に一定の効果が期待できる。（13 町内会を母体とした自治組織の充実が必要である。）

②担い手不足と耕作放棄地対策・・・意識調査で明確となったが 5 年～10 年後の郷土は、今、手を打たないと後継者が不足し耕地維持が不可能となる。富野の農業問題について、最も望ましい農地の活用方法など研究・検討することが急務である。

③安全・安心できる生活基盤づくり・・・高齢化・地域連携希薄化への対応を図る中で高齢者・身障者などが安全・安心して生活できる環境の整備が重要である。例えば、地域ごとのサロンづくりを通じて、住民相互の生

活情報を共有し合い、防犯・防災など災害時避難対応の注意・喚起も図れるようにする。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故による対応については、東電並びに国の責任においてこれを解決して頂くよう要望していく。当面の課題となっている住環境等の除染促進についても、除染推進委員会の組織下で、仮置き場選定等に可能な限り協力しながら、引き続き関係当局に強く要請していくこととする。

④個々人が健康で幸福の得られる住民参加型の地域づくりイベントや地域資源の活用とPRを図り、魅力ある定住環境の創生が不可欠である。

例えば、歴史的文化財と自然景勝地などを活用した娯楽・健康イベントPRなど

⑤高齢者の健康づくりや生きがいづくりとして、地域高齢者協働による「特産品」や「趣味園芸品」づくりグループの育成が必要である。

このような課題解決のため、次の6部門で検討した内容を踏まえ、富野地域の「夢」実現に向け短期・中期・長期と時間的スパンを定め着実に計画を遂行する。多額の資金などを要する事業については、諸関係機関との協議・援助を要請し進めることとする。

- ① 教育文化部門
- ② 地域産業振興部門
- ③ 環境整備・環境衛生部門
- ④ 防犯・防災・交通部門
- ⑤ 地域福祉・高齢化対策部門
- ⑥ 情報発信収集・人材育成・地域資源活用及びイベント部門

3 これからの目標と取組

(1) テーマ別対応策の内容

①教育文化部門

テーマ (項目)	目 標	住民自治支援型	時 期			実施主体		
			短期	中期	長期	住民	協働	行政
教養高揚対策	文化・時事問題等の識見を高める	講演会の開催	○				○	
「絆」の強化対策	協力・助け合い奉仕の意識を高め、実行に移す	町内会員同士の意思統一と実行力の推進を図る *集会所を中心とした集会活動の強化 *コミュニケーションの深化	○	○		○	○	
学校の統合問題対策		*統合問題については自治会として、先が見えているので早急に検討する。 *地域の問題として、統合する可否かに係わらず、行政サイドから意見等を求められる前に活用方法などを前向きに検討すべきである。		○			○	○

②地域産業振興部門

テーマ (項目)	目 標	住民自治支援型	時 期			実施主体		
			短期	中期	長期	住民	協働	行政
有害鳥獣対策	罾狩猟免許取得 (各方部3～4名)	講習会受講・免許取得	○	○		○	○	○
	イノシシ駆除の抜本的対策 (鳥獣から農作物を守る)	電柵などの設置や罾による捕獲を実施する	○	○	○	○		○
遊休農地の活用	水田・畑地利用組合設立 (高齢化・後継者問題対応)	共同作業(耕耘・作付け)		○	○	○	○	
収穫祭等イベント開催	富野地区民の絆づくり	八幡・舟生・川下合同の講演会・芋煮会の開催	○			○	○	
地域特産品開発	あんば柿等地域特産品に代わる転換作目の研究開発	関係機関(県・市・生産者団体等)及び他地域と連携して調査研究する	○	○		○	○	○

③環境整備・環境衛生部門

テーマ (項目)	目 標	住民自治支援型	時 期 実施主体					
			短期	中期	長期	住民	協働	行政
環境整備対策	生活道路の全舗装整備	未舗装道路は全地区に15ヶ所以上あり「現道舗装」と「市事業」とに分けて要望していく	○	○	○		○	○
	「阿武隈急行」沿線の環境整備(住民意識調査の観光スポット開発とPR)	地域PRを目指し整備・管理を進めている「三峰山桜街道」への集客効果を図る手段として関係機関などへ早期完成を要望していく ①阿武隈急行の「富野」・「兜」駅のトイレ改修 ②市管理林道である「三峰山桜街道」の舗装	○				○	○
安全・安心対策	危険個所の整備と通学路の安全性確保	*拡張やルート変更等含め市や県に要望・陳情活動を継続的に実施する	○	○	○			○
		*生活道路の草刈り等実施する「富野美化デー」設定	○	○	○	○	○	○
環境・保護対策	自然豊かなまちづくり	三峰山桜並木の保護活動(剪定・伐採・下草刈り追肥・補植作業を継続実施)	○	○	○		○	○
生活・安全対策	放射性物質の除去 * H24 年内モニタリング実施 * H25 年内除染完了	伊達市地域除染推進委員会・富野地区除染推進委員会の下、各町内会長を中心に実施する	○			○		○
環境・衛生対策	上・下水道の整備	1、全地区の上・下水道の敷設(市に要望活動を継続)	○	○	○			○
		2、浄化槽の設置(啓発)	○			○		

④防犯・防災・交通部門

テーマ (項目)	目 標	住民自治支援型	時 期 実施主体					
			短期	中期	長期	住民	協働	行政
非常災害時等の対策	*安全マップの作成(災害時の避難場所など)	*各種団体と密接な連携・調整の下に進める	○				○	
	*自主防災組織の強化を図る	*地域住民が積極的に取り組める体制づくりを進める	○				○	
事故多発地帯対策	*地域住民や地域外からの通行者へ危険個所等の周知を図る	*車両運転者にカーブなど危険個所通行の注意喚起用看板を設置	○				○	○

⑤地域福祉・高齢化対策部門

テーマ (項目)	目 標	住民自治支援型	時 期 実施主体					
			短期	中期	長期	住民	協働	行政
地域福祉・高齢化対策	みんなが元気で笑顔あふれる地域(富野)	*医療機関や買い物などで利用できる公共的移動手段の実態調査とその利用方法を各戸に通知(パンフレットの作成)	○				○	
		*高齢者サロンの実施・促進	○	○	○	○	○	
		*元気で長生きするための講演会(勉強会)の定例的な実施	○	○	○		○	
		*みんなで交流する機会づくり、イベントの開催	○	○		○	○	
		*特産品の生産・加工などの生きがい対策の研究		○		○	○	○
		*高齢者の人材活用(幅広くあらゆる分野で元気な高齢者が活躍できる場をつくる)		○		○	○	○

⑥情報発信収集・人材育成・地域資源活用およびイベント部門

テーマ (項目)	目 標	住民自治支援型	時 期 実施主体					
			短期	中期	長期	住民	協働	行政
地域資料・資源活用対策	歴史的文化遺跡や自然景勝地等を組み合わせた四季折々の観光ルートを設定しPRする	*阿武隈急行を活用した観光ルート開発、梁川八幡神社、舟生の不動明王、川前の愛宕獅子舞、三峰山桜街道及び信達平野の眺望、九龍神社、猿跳の奇岩、阿武隈川築滝～兜橋の眺望等のPR	○	○	○	○	○	○
		埋もれている神社・仏閣の見直しをして、それぞれに光を当て誇りとする	○	○	○		○	
		*お祭り、イベントを行う		○		○	○	
人材育成対策	世界的にも認知され、高名な文化人・知識人を輩出している富野地区であるので、これらを目標として地域社会に貢献する人材を育成する	*地域づくり講演会開催(富野出身の著名な文化人や富野にゆかりのあるその道の専門家・第一人者を講師に招聘する)	○	○			○	
		*高い目標と夢を持った地域活動	○				○	
情報発信・収集対策	各集落の伝承芸能の発掘と再現に向け実現化をなし、市全体にこれらを発信し富野地区の誇りを展開する	*定期的な広報誌を発行し、各集落相互間の意識の高揚に取り組む	○				○	
		*TVや新聞などの活用を図る(取材の申し入れ・市の広報誌を活用)	○	○			○	○

(2) 短期的に行うこと

1～2年に取り組む比較的容易なこと、または緊急を要するもの

(3) 中期的に行うこと

3～5年を要すると思われるもの

(4) 長期的に行うこと

5年以上かかり、多くの事業資金を必要とするもの、または「実現できたらいいな」と思われる夢のようなこと、あるいは困難が予測されるもの

*これらの事業は、実現に向け社会情勢や地域住民の意向の変化に合わせ、再見直しを行うなど柔軟に対応するものとする。

(5) 富野まちづくり計画策定及び取り組みの推移

(平成23年度)

- 1、平成23年度富野自治会の当初事業に「伊達市協働のまちづくり指針」に則った「富野地区まちづくり計画」を検討する。
- 2、「1」について、6月中旬～下旬にかけて市当局と協議し「地域づくり支援事業交付金」に応募する。
- 3、7月下旬に市から応募内容について了託の回答受
- 4、8月上旬～下旬にかけて諸会議を実施
 - ・自治会・町内会長会合同役員会4回開催
- 5、9月4日・自治会臨時総会開催
 - ・「地域づくり支援事業交付金」の申請書提出
- 6、9月中旬・富野地区まちづくり検討委員会の設置(別紙1)
- 7、9月下旬～10月中旬にかけて富野まちづくり検討委員会……4回開催
- 8、10月下旬～11月上旬にかけて「意識調査(アンケート)」の印刷・配布・回収し、11月下旬に集計委託を実施
- 9、12月上旬集計結果と内容検証の自治会・町内会長会合同役員会を開催
 - *12月15日に集計結果内容の一部を住民に回覧
- 10、12月下旬～2月下旬にかけて富野まちづくり検討委員会を4回開催
 - *1月14日・意識調査結果の概要を町内会長に説明

(平成24年度)

- 1、5月上旬・地域づくり支援事業交付金に応募・下旬に交付申請
- 2、6月上旬・自治会・町内会長会合同役員会開催
- 3、6月下旬・富野まちづくり検討委員会開催
- 4、7～9月・方部別懇談会開催(4会場設定:112名参加)
- 5、10～12月・方部別懇談会内容まとめ及び計画づくり実施
 - *富野まちづくり検討委員会3回・町内会長会2回開催
- 6、1月26日新年交流会並びに富野まちづくり講演会実施(演題:これからのまちづくり計画のあり方)
- 7、1～3月・富野まちづくり検討委員会及び町内会長会開催(延べ4回)
 - *2月の検討委員会は町内会長出席で市の市民協働課長の話を聴く(伊達市の「新しい自治組織によるまちづくり」について)
 - *3月末「富野まちづくり計画……富野夢創造プラン」完成・各戸に配布

(平成25年度)

- *4月～7月:地区除染関連を中心に……
- 1、7月下旬:自治会・町内会長会……まちづくり計画への取り組み検討
 - 2、10月下旬:自治会・町内会長会……まちづくり計画の進め方検討
 - 3、11月中旬:富野地区まちづくり検討委員会開催……事業執行体制の検討
 - 4、12月中旬:自治会・町内会長会合同役員会
 - 5、1月11日:自治会新年交流会・まちづくり講演会(演題:住民による自主的なまちづくり)
 - 6、2月中旬:富野まちづくり検討委員会開催……事業執行体制の検討(自治会規約改正内容など・交流館への移行)

(平成26年度)

当初事業計画の中で「新たな地域自治組織創りについて」(別紙2)議決され、富野自治組織検討委員会を立ち上げ検討。

(別紙1)

富野地区まちづくり検討会設置要綱

(目的)

第一条 少子高齢化の進む現状を踏まえ、富野地域に「夢」と「希望」の持てる対策とその実行を通じ「富野に住んで良かった」という郷土に愛着の持てるまちづくり、次世代を担う子供たちに自信を持って遺せるまちづくりを検討することを目的とし富野自治会の下に「富野まちづくり検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(構成)

第二条 検討会委員は、別表に掲げる学識経験者及び各種団体により構成する。

2 委員の任期は、目的達成までとする。

(座長及び座長代理)

第三条 検討会に座長を置き、座長は自治会長が当たる。

2 座長は会務を総理する。

3 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、委員の互選により代理者を定め、その職務を代行する。

(会議及び協議事項など)

第四条 検討会の会議は、座長が招集する。

2 検討会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

3 検討会は、富野まちづくり計画(以下「計画」という。)の基本となる「住民意識調査」の実施内容・方法及び次項に定める「部門別検討会」(以下「部門会議」という。)の総合調整など計画全体を協議する。

4 部門会議の構成員と協議内容及び会議の持ち方は、検討会が別に定める。

5 検討会は、計画策定上必要に応じ別途定める要領により富野地区住民の懇談会を開催するものとする。

6 検討会は、計画策定の進行状況について適時に富野自治会に報告し、意見等を聴取するものとする。

(庶務)

第五条 検討会の庶務は、富野自治会の庶務担当者をもって充てる。

(その他)

第六条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定めるものとする。

附則

1 この要綱は、平成23年 9月 4日から施行する。

富野まちづくり検討委員会委員名簿

(平成23年9月26日決定)

所 属	氏 名	部 門 別 検 討 会 所 属
自治会長	名 谷 勝 男	◎ 情報発信・収集・人材育成及び地域資源活用・イベント等
自治会副会長	三 浦 喜久男	
趣味の会代表	八 巻 和 夫	
PTA代表(女)	遠 藤 一 美	
スポーツ少年団代表	霜 山 栄 一	
第2区町内会長	萩 原 嘉 昭	◎ 地域産業振興
財産区管理会長	宍 戸 久 徳	
JA伊達みらい(男)	齋 藤 仁	
第11区町内会長	佐々木 信吉	◎ 環境整備・環境衛生
婦人会長	宍 戸 みつ子	
PTA代表(男)	菊 地 弘 哉	
寿会代表	宍 戸 成 男	
体育協会長	齋 藤 眞 一	◎ 教育・文化
子供育成会代表	岡 崎 弘 子	
防犯協会長	佐 竹 弘 一	
消防団長	氏 家 久 雄	
交通安全富野分会代表	八 巻 博 明	◎ 防災・防犯・交通
消防団防火クラブ(女)	氏 家 愛 子	
民生委員代表	氏 家 忠 芳	
JA伊達みらい(女)	佐 藤 京 子	
婦人会副会長	佐々木美代子	◎ 地域福祉・高齢化対策

◎印は各部会の代表者

事務局 佐藤 実(庶務)
吉田 修次郎(会計)

(別紙2)

富野自治組織検討委員会設置要領

(新たな地域自治組織創りについて)

伊達市は昨年市議会において「公民館条例」を廃止し、新たな地域自治組織として「地区交流館」を中心とした地域行政を推進することにした。しかし、「地区交流館」の具体的な組織や役割についての規則などが制定されていない。この様な中で市当局は平成 26 年度中に各地域の具体的な組織創りを進め、平成 27 年度から各地域の自治会に交流館の管理を委託できるようにしたいとしている。

富野地区は一昨年から「富野地域まちづくり計画」の実施に向けて自治会組織の改正などの検討を進めて来ている。(富野地区まちづくり検討委員会及び富野地区町内会長会を中心に)したがって、富野地域においては、あらたな組織を立ち上げることは考えないで、今までの検討内容を踏まえた組織活動基盤の構築(自治会規則の改定)を以下により進めることにする。

- 1、現在の「富野まちづくり検討委員会」を廃止し、新たな検討会を設定する。
- 2、新たな検討会(仮称……富野自治組織検討委員会)の構成メンバーは自治会規約別表1の各種団体の長と富野まちづくり検討委員会の各部会員から選任並びに若干の学識経験者とする。
- 3、新たな検討会の事務局は自治会役員(監事を除く)とする。
- 4、新たな検討委員会は平成 27 年 3 月までの任期とする。
- 5、各種団体長以外の委員の人選等は自治会役員に一任する。
- 6、新たな検討会の開催は適時に自治会長が召集する。
- 7、当会の運営費用等は市当局と協議し、今回提案している平成 26 年度予算の中の「新たな自治組織関連費用」の中で対応する。

平成26年度 富野自治組織検討委員会名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職
名 谷 勝 男	自治会長 町内会長会会長
三 浦 喜久男	自治会副会長
佐 藤 実	民生委員 自治会庶務
吉 田 修次郎	民生委員 自治会会計
佐 藤 稔	町内会長会副会長 第2区町内会長
佐々木 實	町内会長会会計 第11区町内会長
氏 家 忠 芳	富野社会福祉協議会会長 民生委員
遠 藤 孝 治	消防第6分団長
宍 戸 みつ子	婦人会長
遠 藤 正 治	交通安全分会長
八 島 廣 司	防犯協会会長
岡 崎 義 人	P T A 会長
宍 戸 久 徳	財産区管理会長
伊 藤 晃 史	富野小教頭 青少年育成協議会庶務
三 浦 一 郎	体育協会会長
遠 藤 友 吉	八幡寿会長
宍 戸 成 男	中部寿会長
菊 地 良 雄	川下寿会長

氏 名	所 属 ・ 役 職
斎 藤 勝 子	キララ学級代表
吉 田 朋 子	趣味の会代表(絵画)
八 巻 芳 子	趣味の会代表 (蘭玉づくり)
日 下 栄 子	学校評議員代表
宍 戸 隆	農業委員代表
佐 竹 弘 一	消防後援会代表
佐 藤 京 子	まちづくり検討委員
齋 藤 眞 一	〃
萩 原 嘉 昭	〃
遠 藤 一 美	〃
霜 山 栄 一	〃
齋 藤 仁	〃
佐々木 信 吉	〃
菊 地 弘 哉	〃
岡 崎 弘 子	〃
氏 家 愛 子	〃
氏 家 久 雄	〃
八 巻 博 明	〃

自治会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、富野自治会（以下「自治会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 自治会は、事務所を富野地区交流館におく。

(区域)

第3条 自治会の区域は、梁川町富野区域（以下「区域」という。）とする。

(目的)

第4条 自治会は、民主的な運営の下、富野地区まちづくり計画を基軸に良好な地域社会
形勢と維持及び発展的な地域振興を地区住民協働で推進することを目的とする。

(1) 自治、福祉、教育、文化、産業等地域の振興とコミュニティの醸成に関
すること。

(2) 市、市議会等行政機関との連絡調整に関すること。

(3) 区域内公衆用道路、用排水路の整備、維持管理及び生活環境の保全に関
すること。

(4) 富野地区交流館の管理及び運営に関すること。

(5) 地域防災に関すること。

(6) その他目的達成に必要な事業。

第2章 会員、代議員

(会員の資格)

第5条 自治会の会員は、区域に住所を有する全ての個人ができる。

2 自治会は、その者の加入によって、その目的及び活動が著しく阻害されること
が明らかであると認められ、その者の加入を拒否することが社会通念上妥当であ
る場合等の正当な理由なくして、区域に住所を有する個人の加入を拒むことはで
きない。

3 自治会は、区域の事業所若しくは法人を賛助会員にすることができる。

(会費等)

第6条 会員及び賛助会員は、会費を納入しなければならない。

2 会員及び賛助会員は、共同作業等の義務を負う。

3 会費の種類、金額及び集金方法並びに共同作業等は、総会の議決を経て別に定
める。

(代議員及び組織運営)

第7条 自治会の組織運営は、代議員制によるものとし、代議員は、次に掲げる者をもっ
て充てる。

(1) 町内会長 13人

(2) 各部会の部長 別表2に定める

(3) 各種団体の長 別表1に定める

(4) 学識経験者 若干名

第3章 役員

第8条 自治会に次の役員をおく。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 監事 3人

(4) 庶務 2人（内1人は事務局長）

(5) 会計 1人

2 会長、副会長、監事は、前条に定める代議員の中から総会において選出する。

3 別表2の部会長・副部会長は、各部会の互選により会長が任命する。

4 庶務、会計は、会長が任命する。

5 役員は、相互に兼ねることができない。但し、各事業実施上必要な場合に限り
監事及び会計を除き相互に兼ねることができる。

6 会長は、総会の承認を得て別表第1に定める顧問をおくことができる。

(役員の任務及び権限)

第9条 会長は、自治会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長が
会務を代行する。

3 役員は、会長の命により会務を執行する。

4 監事は、次に掲げる事務を執行する。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 会務の執行状況を監査すること。

(3) 財産の状況及び会務の状況について、総会に報告すること。

(4) 財産の状況及び執行について、不正の事実を発見したときは、総会を招
集し、報告すること。

5 庶務・会計は、会の事務及び会計を担当する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員の役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第11条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席者の2分の1以上の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められた場合。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった場合。

(報酬等)

第12条 報酬を支給する役員及び報酬の額は、別表第3に定めるとおりとする。

- 2 役員が会務の執行に要する費用は、弁償するものとする。

第4章 会議

(会議)

第13条 自治会の会議は、代議員による総会役員会とし、総会は、定例総会と臨時総会とする。

- 2 役員会は、第8条第1項の役員（ただし、監事を除く。）及び別表2に定める部会長をもって構成する。
- 3 各部会の会議は別表2に定める各部員で構成する。

(権能)

第14条 総会は次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他自治会の運営に関する重要な事項
- 2 役員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 総会で議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 役員会として総会に付議する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第15条 通常総会は、毎年度事業終了後に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 役員会が必要と認める場合
 - (2) 代議員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により、請求があった場合
 - (3) 監事が第9条第4項第4号の規定に基づいて招集する場合

3 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認める場合
- (2) 役員の2分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があった場合
- (3) 監事から開催の請求があった場合

(招集)

第16条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、代議員に対し、開催の5日前までに、その日時、場所及び目的たる事項を書面をもって、通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、総会出席した代議員の中から選任する。

- 2 役員会の議長は、会長がその任に当たる。

(定足数)

第18条 会議の定足数は、総会については代議員総数の過半数以上、役員会については構成員の3分の2以上とする。

(議決)

第19条 会議の議決は、この規約で別に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 代議員の表決権は平等とし、不当な取扱をすることはできない。

(書面表決等)

第20条 やむを得ない事由により、総会に出席することのできない代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は、他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会を閉会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数
- (3) 審議・議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した代議員の中から、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第22条 自治会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第23条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が役員会の審議を経て別に定める。

(経費の支弁)

第24条 自治会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第25条 自治会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第26条 自治会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の承認を得なければならない。

- 2 会計年度開始前に、事業計画及び収支予算の総会における承認が得られないときは、役員会の承認を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。
- 3 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。
- 4 自治会の予算は、一般会計及び特別会計とし、特別会計を設置又は廃止するときは、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第27条 自治会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度ごとに会長が作成し、監事の監査を経て、その会計年度終了後3月以内に総会の承認を得なければならない。

第6章 規約の改正及び解散

(規約の改正)

第28条 この規約は、総会において代議員総数の4分の3以上の同意を得なければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第29条 自治会は、総会において代議員総数の4分の3以上の同意を得なければ、解散することができない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、自治会と類似の目的を有する団体又は、会長が総会の議決を経て別に定める者に帰属する。

第7章 雑則

第30条 この規約の施行について必要な事項は、この規約に定めるものを除き、会長が総会の議決を経て別に定める。

附則

- 1、この規約は、平成15年4月1日から施行する。
- 2、「富野会会則」は、廃止する。
- 3、当分の間、梁川町協働のまちづくり規則に定める「地域づくり推進会議」は、本会が兼ねるものとする。

附則

- 1、この規約は、平成23年4月17日より施行する。

附則

- 1、この規約は、平成27年12月1日より施行する。

(別表1)
各種団体の長等

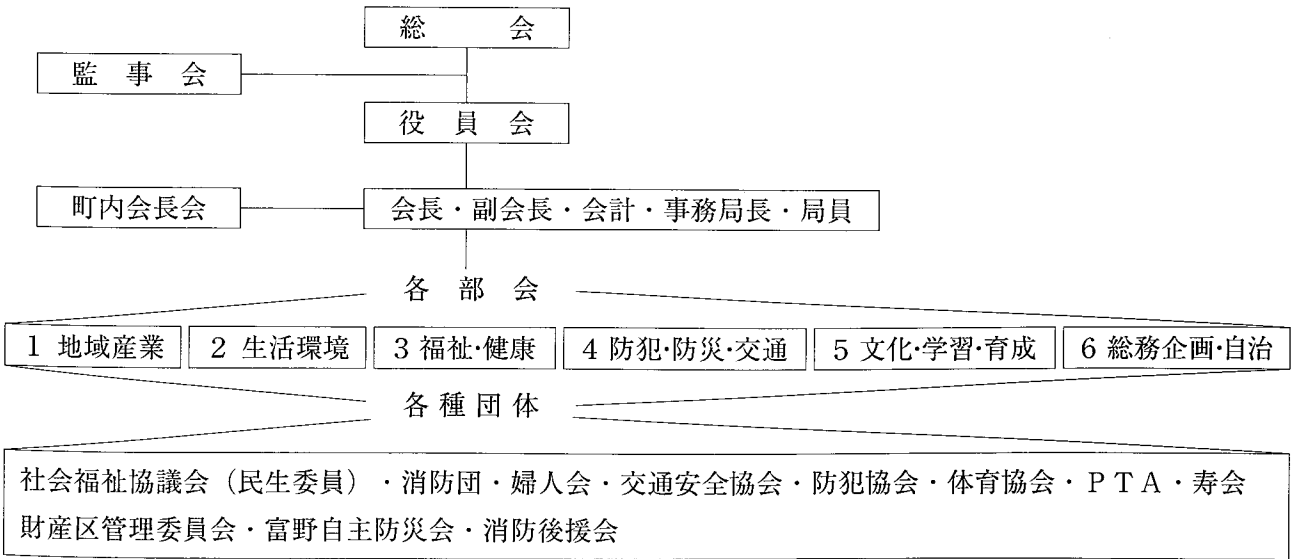
団 体 名	氏 名	団 体 名	氏 名
町内会長会会長		消防後援会	
民生児童委員理事		青少年育成推進協議会	
富野社会福祉協議会		学校評議員（代表）	
消防団第6分団長		J A伊達みらい理事	
富野地区交流館長		〇 〇 高齢者学級	
富野婦人会長		〇 〇 婦人学級	
交通安全協会分会長		〇 〇 趣味の会	
防犯協会分会長		〇 〇 趣味の会	
体育協会長		〇 〇 サロン会等	
P T A会長		農業委員会代表委員	
財産区管理会長		富野地区自主防災会	
寿会（八幡）		顧問	
（中部）		学識経験者	
（川下）			

(別表2)
各部会構成委員

部 会 名	部会構成メンバー	部 会 名	部会構成メンバー
地域産業	J A伊達みらい（2）	防犯・防災・交通	自主防災会（2）
	婦人会（3）		防犯協会（2）
	財産管理委員（2）		消防団（3）後援会含む
	農業委員会（1）		婦人会（3）
生活環境	町内会長会（3）		交通安全協会（2）
	婦人会（3）	総務・企画・自治	規則13条2項役員
	自治会（2）		町内会長会（2）
	寿会（2）		各部代表者
福祉・健康	保健推進員（2）		学識経験者
	民生児童委員（3）	文化・学習・育成	P T A（2）
	社会福祉協議会（2）		学校評議員（2）
	婦人会（3）		公民館委員（3）
	寿会（3）		体育協会（2）
			寿会（1）

(7) 事業執行体制

事業執行体制は、人材的また住民の参加意識高揚面から、富野自治会発足趣旨を踏まえた運営組織の充実を図る。



執行体制組織図

執 行 部	構成団体名	人員	事業担当内容
総務・企画（広報）・自治	自治会三役 町内会長会 各部代表者 学識経験者等		・富野夢創造プランの推進状況確認等 ・町内会活動 ・情報発信・広報 ・地域の祭り等イベント計画 ・地域リーダー育成
防犯・防災・交通	防犯協会 消防団 交通安全協会 自主防災会 婦人会		・地域防犯活動 ・消火設備点検 ・自主防災諸活動（訓練・研修） ・防犯・安全パトロール ・交通安全啓発活動等
福祉・健康	社会福祉協議会 民生児童員 寿会 婦人会 保健推進員		・福祉事業の推進 ・高齢者健康づくり ・介護予防、子育て支援 ・災害時要援護者避難支援、障害者支援
文化・学習・育成	P T A ・ 学 校 評 議 員・民生児童員 公民館委員 体育協会 趣味会等文化団体		・生涯学習 ・社会並びに地域教育 ・児童、青少年育成等 ・地域スポーツ振興
生活環境	町内会長会 自治会 婦人会 寿会		・地域（公園、河川）美化活動 ・不法投棄パトロール ・町並み形成推進事業
地域産業	財産管理委員 農業委員会 JA伊達みらい 婦人会		・遊休農地の活用 ・地域特産品開発 ・収穫祭等イベント ・有害鳥獣対策

